



## 3歳男児傷害致死事件における市の対応について

### 令和4年2月に起きた3歳男児傷害致死事件の総括と市の対応について

- I. 事件概要
- II. 市の関わり
- III. 事件後に市がとった再発防止に向けた対応策
- IV. 裁判の判決【令和6年12月25日】
- V. 裁判結果を報告し、今後の対応について意見を求めた会議（令和7年）
- VI. 上記の会議にていただいた意見
- VII. 裁判の結果をもとに振り返り、市の対応についての子ども相談課内の意見
- VIII. 裁判の結果及び有識者の助言を受けて、今後実施を検討する再発防止の方法

令和4年2月に起きた、3歳男児傷害致死事件の加害者である母親の裁判が終結し、その結果をもとに子どもに関する会議等で報告し、市の対応について振り返るとともに今後の再発防止の方法を検討したため、報告いたします。

子育てに悩む保護者にとって、より相談しやすい相談先を整備し、市全体で相談を受け、適切な支援を行えるよう体制を整えていきます。また、職員への研修機会を確保するとともに、各機関の業務内容を相互に把握することでこれまで以上に連携を強化していきます。令和8年度の「こども家庭センター」設置に向け準備を進めていきます。

#### 【問い合わせ】

我孫子市子ども部子ども相談課

担当：鈴木

電話：04-7185-1111（内線407）

## 3歳男児傷害致死事件における市の対応について

### I. 事件概要

令和4年2月4日23時ごろ、市内の自宅にて当時3歳の男児を母が布団で巻き、その結果、本児の吐瀉物で窒息させた傷害致死事件。

### II. 市の関わり

#### 【健康づくり支援課】

- ◆ 新生児訪問、1歳6か月児健康診査にて関わる。1歳6か月児健康診査の際に、心理相談の継続利用を促し、子育て相談の予約を入れるが、後日母からキャンセルとの連絡あり。以後、フォローアップの電話を掛けるがつながらなかった。

#### 【保育課】

- ◆ 父からの保育園利用の申請を受け、令和元年9月1日からの入園決定を行う。同年10月31日に、家庭保育を行うためという理由で退園。

#### 【子ども相談課】

- ◆ 令和3年11月18日に近隣住民からの泣き声通報を受け、自宅訪問した。当日は、訪問するも応答がないため不在連絡票を差し置く。翌日、再度訪問するも応答なく、再度不在連絡票を差し置いたところ、母から連絡があったため、状況を確認する。本児の安否確認のため、同日自宅訪問し、本児及び母と面談。なお、訪問前に電話連絡を入れたが応答はなかった。
- ◆ 面談の結果、緊急度のアセスメントを行い、母が行政に対して拒否的であったことから、様子伺いの電話をかけて状況把握に努め、3か月後に訪問の予定とした。かけた電話に対して応答はなかった。

### III. 事件後に市が取った再発防止に向けた対応策

- ① 泣き声通報の通告者への対応についてのマニュアル変更
- ② 要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳に掲載する基準の変更
- ③ 民生委員、主任児童委員との連携強化
- ④ 子ども虐待防止対策担当の体制強化
- ⑤ 複数の関係機関が主体的に関わっていける連携体制の強化
- ⑥ 我孫子市公式LINEを活用した相談窓口の設置
- ⑦ 地区別支援方針検討会議の開催

#### IV. 裁判の判決【令和6年12月25日】

懲役3年に処する。

未決拘留日数の内300日をその刑に算入する。

【判決の理由〔令和5年(わ)第1611号 傷害致死被告事件(要約)〕】  
家事や育児を基本的に一人で行う中で、過去の経験から人間不信が強く、物事を悪く受け止める傾向があり、保育園や行政を頼ることができず、強い負担感を感じていたことは理解できる。しかし保育園を十分に利用できなかったことは、仕事にのめりこんだことも原因であり、実家に手助けを求めることもできたことからすると、状況の改善は見込めなかったわけではない。被告人が犯行に及んだのは、被害者を痛めつけようとしたわけではなく、自身の性格により市役所職員から虐待を疑われ子育てについて糾弾されている、と思い込み、再度訪問されることを避けたいと考えていたことは考慮すべきである。また、元夫から布団で巻く行為を黙認され、本件当日も出かける父に被害者が悪いことをしたら布団で巻いていいか確認し、肯定されていることから被告人のみを責めるのも酷な面がある。しかし被告人は、布団で巻くことによる被害者の負担を認識しており、その危険性に目を向け他の方法を検討するべきであった。被害者を静かにさせるために、他の方法を検討することなく手っ取り早く危険な行為を選択したことは、被告人が自らの力ではどうしようもない事情により精神的に追い詰められて衝動的に犯した犯行とみることはできず、被告人はなお非難に値するというべきである。

#### V. 裁判の結果を報告し、今後の対応について意見を求めた会議(令和7年)

2月13日(木)	主任児童委員と子ども相談課の意見交換会
2月17日(月)	我孫子市子ども虐待等防止対策地域協議会実務者会議
2月19日(水)	我孫子市療育・教育システム連絡会議
2月20日(木)	我孫子市子ども虐待等防止対策地域協議会代表者会議
3月1日(土)	我孫子市子ども・子育て会議

#### VI. 上記の会議にていただいた意見

- 子ども相談課の訪問を受けてショックだった、と話す保護者の話を聞いたことがある。その気持ちを率直に話せる別の場所があることが重要。
- どれだけ職員が気をつけていても、泣き声通報や心配事があるからという理由での訪問では、保護者にとってみれば「虐待を疑われている」ととらえてしまう。
- 保護者を孤独にさせない。

- 市の対応として、不適切ではなかった。
- 保護者がどんな態度であっても、信じて最後まで寄り添うことが大事。
- この事件を風化させず、いつまでも教訓とし続けてほしい。
- 子どもだけでなく、保護者にも「大丈夫？」と聞いてもらえると嬉しい。
- 虐待をする保護者も、子育て相談をする保護者も、子育てに悩んでいるという点は同じ。訪問が求められていない状態であっても、関わろうとし続けることが重要。
- この事件の経緯の中では、一度電話がつながったことはチャンスであった。つながりにくい保護者に対しては、つながった際に次のアポイントを取ってしまうことが有効。
- 関わり続けることで、本音をこぼす瞬間が来る。電話に出なければ訪問する、という姿勢を持つことも大事。電話に出なければ来ない、という成功体験にしない。
- 大人も子どもも発達特性や偏りについて、理解を深めて学ぶ機会を持つこと。
- このケースでそこまで出来たかはわからないが、夫や母の両親から情報を得られれば良かった。
- 職員も自分のことを俯瞰して客観的にみられるようにしておくとうい。
- 特性を持つ子どもは、先天性のものであっても後天的なものであっても増えている。これから保護者も子どもも、発達特性の問題を持ったケースが増えてくるだろう。直接のコミュニケーションを苦手とする保護者も多い。SNSを活用した相談窓口を整備することが大事。
- 子ども相談課に限らず、ケースワーク部門を持つ市の職員のスキルアップは必要。市全体でスキルアップを図れるとうい。
- 母の話を聞くところがあるとよかった。子ども相談課は、児童虐待防止の機能があるため、話を聞くところが別にあるとうい。
- 児童虐待の問題は、子ども相談課や子ども部だけで対応できるものではない。市全体で考えるべき。地域の見守り機能の活用を。
- 保護者の話を聞いてくれるところ、相談できる場所を知らない保護者も多い。周知の方法を検討してほしい。
- 訪問連絡票だけでなく、子どもの成長期ごとの様子やみんなが抱える悩み、発達の目安などをリーフレットにして置いて来られるとうい。
- 悩み事相談窓口だけでなく、悩む前につながる場所があるとよい。悩み事も嬉しいことも聞いてもらえるとよい。

## Ⅶ. 裁判の結果をもとに振り返り、市の対応についての課内の意見

- 市民向けに、虐待防止につながる情報発信（研修）を行ってはどうか。
- 子ども相談課はどうしても虐待対応として行うべきことがある。保護者に寄り添うことは重要だが、子ども相談課が両方の役割を担うことは難しい。
- ケースワークを行っている部署を中心に、職員向け社会福祉援助技術研修を行えるとよい。
- 進捗管理はあくまでも子ども相談課が行うが、世帯への対応は市全体で役割分担をして行っていくべき。
- 健診で保護者と最初につながる保健センターと定期的な情報共有の場を設け、事例の振り返りやそれぞれのアプローチ等について共有する機会を持つ。
- 相談窓口や相談内容（虐待に限らず、あらゆる子ども・子育て相談）について市民に周知できるようなチラシやパンフレットを作成する。
- 事件以降、過敏なほど対応を慎重に行っている（子どもへの面談を含む）。そのことが関係機関からの相談に壁を作ってしまったのではないか。
- 市が発信している情報へのアクセスが簡単にできるような仕掛けを用意できないか。

## Ⅷ. 裁判の結果及び有識者の助言を受けて、今後実施を検討する再発防止の方法

『Ⅲ. 事件後に市が取った再発防止に向けた対応策』は継続して実施する。

- ⑧ 保護者の話を聞ける機関の拡大と連携
- ⑨ 連絡が繋がらない保護者に対する対応についてのマニュアル変更
- ⑩ 職員の研修機会の確保
- ⑪ 子どもの成長や発達、相談先等についてのリーフレットの作成
- ⑫ 悩む前につながるができる場所の整備・拡大
- ⑬ こども家庭センター設置に向け、関係各機関の業務内容の相互把握